

令和2年7月6日

令和2年7月豪雨の被害を受けられたお客様向けご相談窓口の設置
及び災害復旧融資の対応について

このたびの令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当組合は、豪雨により被害を受けられたお客様からのご相談に適切かつ迅速に対応するため、手数料の対応及び特別相談窓口を下記のとおり設置しましたので、お知らせいたします。

記

1. 手数料の無料対応

- (1) 通帳・キャッシュカード等再発行手数料
- (2) 諸届出書等発行手数料
- (3) 事業性融資、住宅ローン等返済条件変更手数料

2. 相談窓口の設置

- (1) 設置場所
各営業店の融資窓口
- (2) 受付時間
9：00～15：00（平日）
- (3) 相談内容
事業性資金、住宅ローン等に係る返済条件変更等のご相談

3. 災害復旧融資の概要

- (1) 対象者
令和2年7月豪雨により影響を受けている法人及び個人事業主、個人の方
 - (2) 資金使途
事業資金（運転・設備資金）、消費資金
- ※ 詳細については、別紙「商品の概要」をご覧ください。

以上

けんしん災害復旧ローンの概要

令和2年7月豪雨により被害を受けられた熊本県内の被災者等の皆さまの1日も早い災害復旧に資するために、当組合では下記のとおり「けんしん災害復旧ローン」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

記

【商品概要】

商品名	けんしん災害復旧ローン
お取扱期間	令和2年7月6（月）～令和3年3月31日（水）
ご利用いただける方	令和2年7月豪雨により熊本県内で住居等の被害を受けた被災者で、次の両項目を満たされる方 ・ 満20歳以上完済時70歳以下の方 ・ 勤続2年以上の給与所得者及び個人事業者
お借入れ金額	10万円以上500万円以下（1万円単位）
お借入れ期間	6か月以上7年以内（据置期間6か月可）
お使いみち	災害復旧資金、ただし、資金使途が明確なもの。 （事業性資金、旧債返済は除く）
お借入れ利率	1.50%（変動金利） 〔当組合短期プライムレート マイナス1.1%〕
ご融資形式	証書貸付
ご返済方法	元利均等返済または元金均等返済（ボーナス併用返済可）
連帯保証人	原則として1名以上
担保	原則として不要 ただし、当組合が必要と認めた場合は、別途徴求いたします。
徴求書類	① 本人確認書類 ② 災害証明書（罹災証明書等）または現場写真 ③ 所得証明書、源泉徴収票または確定申告書 ④ 資金使途確認資料（見積書等） ⑤ その他審査上の必要書類

以上

「けんしん災害復旧支援ローン」の概要

令和2年7月豪雨により被災された中小企業者又は売上減少の影響を受けている中小企業者の資金繰り円滑化に資するために、当組合では下記のとおり「けんしん災害復旧支援ローン」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

記

【商品概要】

商品名	けんしん災害復旧支援ローン
お取扱期間	令和2年7月6日（月）～令和3年3月31日（水）
ご利用いただける方	事業所又は住居が当組合の営業区域の中小企業者で次の(1)又は(2)に該当する中小企業者 (1) 被災された中小企業者 (2) 令和2年7月豪雨発生以降、1か月間の売上高が前年同期比20%以上減少することが見込まれる者
お借入れ金額	100万円以上1,000万円以内（1万円単位）
お借入れ期間	運転資金：7年以内（最長6か月の元金据置可） 設備資金：10年以内（最長6か月の元金据置可）
お使いみち	令和2年7月豪雨により事業経営に必要となった運転資金、設備資金
お借入れ利率	年1.80%（変動金利） 〔当組合短期プライムレート マイナス0.8%（変動金利）〕
ご融資形式	証書貸付、手形貸付
ご返済方法	元利均等返済又は元金均等返済、一括返済
連帯保証人	原則として1名以上 ただし、当組合が必要と認めた場合は、追加することもあります。
担保	原則として不要 ただし、必要と認めた場合は、別途徴求いたします。
徴求書類	① 被災した場合…罹災証明書又は現場写真 ② 売上減少の場合…売上減少を確認できる書類 ③ 決算書 法人の場合：直近の決算書3期分及び付属明細書一式 個人事業者の場合：確定申告書 ④ 資金用途確認資料（見積書等） ⑤ その他審査上の必要書類

以上

災害復旧ローン

(令和2年7月6日現在)

商品名	・災害復旧ローン
お取扱期間	・令和2年7月6日(月)～令和3年1月5日(火)
ご利用いただける方	<p>・下記条件のすべてを満たす個人の方</p> <p>① 申込時年齢が満20歳以上、完済時年齢が76歳未満で天災等により被災者された組合員または組合員になっていただける方</p> <p>② 給与所得者及び個人事業者で、かつ取引実績(同居する家族の取引がある方含む。)のある方</p> <p>③ 保証会社の保証が受けられる方</p> <p>※「取引実績」とは、本ローン申込み以前に当組合に預金口座をお持ちでお取引のある方をいいます。</p>
お使いみち	<p>① 家具・家電等の修理、買換資金(事業性・旧債返済資金は除く。)</p> <p>② 住宅の補修・修繕資金等(事業性・旧債返済資金は除く。)</p> <p>③ 車両の修理、買換資金(事業性資金は除く。)</p> <p>ただし、買換える被災車両に融資残高が当組合にあり、かつ融資実行時において正常債権である場合は、当該資金残高を買換資金に含めることができます。</p>
お借入金額	<p>・10万円以上500万円以内(1万円単位)</p> <p>ただし、Web申込みの場合は300万円を上限とします。</p>
ご利用期間	・8年以内(元金据置期間を含む。)
お借入利率	・年2.5%(固定金利)
ご返済方法	<p>・元利均等分割返済払</p> <p>※ボーナス併用はお借入金額の50%までとします。</p> <p>・初回ご返済日はお借入実行日の翌月10日(休日の場合は翌営業日)とし、以後毎月10日となります。</p>
金利情報の入手方法	・店頭備え付けのマネーインフォメーションボードをご覧くださいか、又は営業店窓口もしくは渉外担当にお問い合わせください。
連帯保証人	<p>・融資金額300万円以内 原則不要</p> <p>融資金額300万円超 原則1名以上</p> <p>ただし、保証会社が認めた場合はこの限りではありません。</p>

担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要です。
保証会社 (再保証会社)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国しんくみ保証株式会社 (株式会社オリエントコーポレーション)
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要です。 <p>※お客さまから当組合へお支払いいただく金利の中から当組合が保証会社へ支払いますので、お客さまから保証会社へお支払いいただく必要はありません。</p>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要です。
延滞損害金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年 14.6% <p>毎月のご返済が約定日より遅延された場合、遅延された約定返済元金に対して当組合所定の延滞損害金をご負担いただきます。</p>
ご提出いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類 運転免許証等 ・ 所得証明書 ・ 資金使途確認書類 <p>お借入金額 300 万円以内は原則不要とし、借入申込書の資金使途記入欄に具体的に明記いただきます。</p> <p>ただし、お借入金額 300 万円を超える場合、又、保証会社が必要と認めた場合はご提出いただきます。</p> <p>なお、車両買換資金に被災車両の融資残高が含まれる場合は、当該融資残高確認資料をご提出いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害証明書、罹災証明書等 <p>被災車両の買換えの場合、上記公的証明書に替えて被災車両の廃車証明や被災車両の写真(登録ナンバーを確認できるもの)でも対応できます。</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店又は下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓口：熊本県信用組合総務部】 096-353-1200</p> <p>受付日 月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日及び金融機関の休業日は除きます。)</p> <p>受付時間 午前 9 時～午後 5 時</p>

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.kumamotoken.shinkumi.jp>

・紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

福岡県弁護士会 紛争解決センター

天神弁護士センター（電話：092-741-3208）

北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

久留米センター（電話：0942-30-0144）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記熊本県信用組合総務部または下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は東京の三弁護士会のいずれかにご照会ください。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除きます。）

	受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5 (全国信用組合会館内)
--	---

※当組合及び保証会社所定の審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。